

# 2021年度東京理科大学における自己点検・評価の実施方針

2021年3月31日

自己点検・評価委員会

東京理科大学大学質保証推進委員会で策定した「2021年度東京理科大学における自己点検・評価の基本方針（以下「基本方針」という。）」を受け、2021年度における自己点検・評価の具体の細目、実施体制等を以下の通り定める。

## 1. 自己点検・評価実施の前提となる内部質保証の方針

学則第2条の2、大学院学則第1条の2、「東京理科大学内部質保証推進規程（以下「推進規程」という。）及び「内部質保証の方針」に基づき、自己点検・評価を実施する。

### [内部質保証の方針]

本学における内部質保証の方針は、建学の精神・教育研究理念をはじめとする理念・目的、各種方針等に基づいて、教育研究活動その他大学の諸活動を自己点検・評価したうえで、その結果を検証して改善に結び付けることにより、教育研究の質を継続的に向上させる。（以下「PDCA サイクル」という。）

また、このPDCA サイクルを実質化するとともに、サイクル自体の適切性についても定期的に検証することによって、本学の教育研究活動の組織的・継続的な改善に結びつける。と定めている。

## 2. 実施組織

自己点検・評価を実施する組織は本学、及び本学を構成する学部、研究科、教養教育研究院、教育支援機構、研究推進機構、学生支援機構、国際化推進機構、関係事務局（以下「各部署」という。）とする。

## 3. 対象期間と実施スケジュール

2021年度自己点検・評価の評価対象期間は、2021年4月1日から2022年3月31日とし、自己点検・評価委員会が明示するスケジュールに基づいて自己点検・評価活動及び報告書の作成に取り組むこととする。

## 4. 点検・評価項目

基本方針を踏まえ、公益財団法人大学基準協会が明示する 10の大学基準及び点検・評価項目に準じることとし、本学に即した自己点検評価活動を行い、点検・評価内容と長所・特色を報告書において示すために、以下に留意して実施することとする。

- ①大学基準協会が明示する“評価の視点”に本学独自の視点を加える。
- ②全ての「評価の視点」に基づいて点検・評価を行うことを必須とせず、各部署において当該年度の点検・評価に必要な「評価の視点」をもって実施することとする。（2020年度から2022年度までを1サイクルとして、各点検・評価項目におけるすべての「評価の視点」を網羅できるよう、点検・評価を行う。）

③各部局における特色のある取り組み、学部学科再編等や新型コロナウイルス感染症への対応（教育・研究、学生支援の各活動）による教育研究環境の変化等を考慮して実施する。

④「基準2：内部質保証」は、引き続き自己点検・評価の最重要項目に位置付けるとともに、基準2以外の基準についても内部質保証の概念を取り入れて点検・評価、改善活動を行うこととする。

⑤大学基準協会の示す2021年度の点検・評価項目及び評価の視点の内容（2020年3月に改訂された大学評価ハンドブックに明記）は、2020年度の内容から一部追加・修正があったこと等を考慮し、「2021年度東京理科大学自己点検・評価実施方針（細目）」に以下のとおり示している。

- ・新たに追加された点検・評価項目：基準4 点検・評価項目⑧
- ・評価の視点欄の記号 ○ 2020年度と同様の評価の視点
  - ◎ 2021年度から追加、もしくは修正となった評価の視点（追加・修正箇所の下線を付している）
  - ◇ 本学が設定した独自の評価の視点
    - ・ 評価の視点を構成する具体的な要素

## 5. 改善事項に対する点検・評価

4. で示したことのほか、以下についても点検・評価の対象とする。

- ・機関別認証評価結果において指摘のあった提言
- ・機関別認証評価結果において概評で指摘された事項のうち、学長によって改善が必要であると認められた事項
- ・2020年度の自己点検・評価の結果に基づく改善事項(2019年度からの継続を含む)

## 6. 実施及び取りまとめ

自己点検・評価委員会は、自己点検・評価の実施方針、及び実施方針（細目）に基づき、本学における自己点検・評価の実施、及び各部局の自己点検・評価活動を取りまとめ、報告書を作成する。

各部局においても自己点検・評価の実施方針、及び実施方針（細目）に準じて、自己点検・評価を実施し、報告書を作成する。

## 7. 根拠に基づく実施

自己点検・評価は、検証に必要な情報（データ）や記録等に基づいて行い、報告書にはどのような根拠に基づいて自己点検・評価を実施したかを記述することとする。なお、参考として実施方針（細目）に各点検・評価を実施する際の指標となる本学における方針、根拠等を明示する。

## 8. 自己点検・評価に際しての留意事項

自己点検・評価の実施に際しては、先に述べたことのほか、以下の点に留意し評価の質の向上に努めるものとする。

- (1) 本学の自己点検・評価活動の実質化をより明確にするため「点検・評価」「改善」を重視することとし、報告書の「点検内容」欄は点検・評価の実績について記述することとする。(施策を実施したという現状説明ではなく、実施した施策に対する点検・評価の実施内容を記述する)
- (2) 各部局は、学科・専攻・下部組織等の教育研究活動を担う関係組織にも配慮して、自己点検・評価を行うこととする。
- (3) 自己点検・評価に際しては、主観的な評価だけではなく、外部からの意見等、可能な限り客観的な評価等を取り入れることとする。
- (4) 2020年度の自己点検・評価の結果に基づく改善事項への対応は、推進委員会からの具体的な改善指示及び各部局において取り上げた改善を要する事項により、各部局が作成する改善計画（改善方法）に基づき改善を進め、中間経過等の報告を含め、計画的に取り組むこととする。